

労働委員会はこんなとき御利用いただけます

例えば

労働紛争が発生したとき

不当労働行為の救済を申し立て

ようとするとき



労働組合が資格審査を受けようとするとき

労働紛争って何？

個々の労働者又は労働組合と使用者の間において、労働関係に関する主張が一致しないで発生する紛争をいいます。

なお、個々の労働者と使用者間にかかる紛争を個別労働関係紛争といい、労働組合と使用者間にかかる紛争を集団労働関係紛争といいます。

不当労働行為って何？

労働組合の自主性と労働組合活動の自由を侵害する使用者の行為で、労働組合法で禁じられています。

労働委員会の機能

労働委員会の機能は、大きく二つに分かれます。

それは、労使間に起こるいろいろな紛争を解決に導く調整機能と不当労働行為の審査等の判定機能です。

調整機能としては、労働紛争のあっせん、調停及び仲裁があります。さらに調整を円滑に進めるため、労働争議の実情調査などを行っています。

判定機能としては、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査などがあります。

労働委員会の特徴

(1) 委員会の性格

労働委員会の委員や事務局職員の任命は知事が行いますが、一般の行政機関からは独立して、仕事はすべて労働委員会に任されています。したがって、外部からの制約を受けることなく、公平中立な立場で仕事ができるわけです。

(2) 委員の構成

労働委員会は、公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者構成という形がとられ、それぞれ同数の委員からなっています。

公益委員は公平な立場に立って広く国民全体の利益を代表する者で、また、労使委員は、それぞれの側の事情を正しく労働委員会に反映する立場にあります。

連絡先

| 用 件 | 連 絡 先 |
|---------------------------------|--|
| ・労働紛争のあっせん等の申請 ・争議行為予告通知・発生届 | 愛知県労働委員会事務局 審査調整課 総務・調整グループ（調整担当） 052(954)6833 |
| ・不当労働行為の救済申立て ・労働組合の資格審査 | 愛知県労働委員会事務局 審査調整課 審査グループ 052(954)6835 |